

別表（第2条関係）

補給金の名称	交付の目的	交付対象経費	交付限度額	交付の対象となる者
創業資金融資 保証料補給金	創業する者が受けた資金の融資に係る保証料又は利子を補給することにより、経営の安定及び	三重県中小企業融資制度のうち、創業・再挑戦アシスト資金融融資要綱の規定に基づく融資を受けた者が、当該融資を受けるために三重県信用保証協会に支払った保証料	交付対象経費に相当する額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）	融資の実行日において、本市の区域内に主たる事務所若しくは事業所を有し、創業後5年未満の者又は新たに事務所若しくは事業所を設置し創業しようとする者とする。
創業資金融資 利子補給金	事業の発展を図る。	株式会社日本政策金融公庫の新企業育成貸付制度、新企業育成・事業安定等貸付制度、企業活力強化貸付制度又は食品貸付制度に基づく融資（融資の金額が1,500万円以内であって、融資期間が10年以内（当該期間のうち据置期間が1年以内に限る。）のものに限る。）を受けた者が、当該融資の実行に伴い支払った利子	前年度の1月1日から当該年度の12月31日までに支払った利子の総額に1.0パーセントを乗じて得た額を融資に係る約定利率で除して得た額（当該融資に係る最初の返済日の属する月から36月を超えない期間を限度とし、その総額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。）	ただし、次のいずれかに該当する者を除く。 (1) 既に創業資金融資保証料補給金又は創業資金融資利子補給金のいずれかの交付を受けている者 (2) 創業資金融資保証料補給金又は創業資金融資利子補給金の交付を受けた者からこれらの補給金の交付の対象となった融資資金を運用して行った事業を譲り受けた者その他これらの補給金の交付を受けた者と同一とみなされる者

